

光電話サービス（集合住宅一括契約）契約約款 新旧対照表

旧	新	備考（変更理由）
<p data-bbox="439 562 982 674">光電話サービス（集合住宅一括契約） 契約約款</p> <p data-bbox="590 1371 831 1409"><u>2023年4月1日</u></p> <p data-bbox="569 1518 851 1556">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1688 562 2231 674">光電話サービス（集合住宅一括契約） 契約約款</p> <p data-bbox="1840 1371 2080 1409"><u>2023年7月1日</u></p> <p data-bbox="1819 1518 2101 1556">株式会社 STNet</p>	

光電話サービス（集合住宅一括契約）契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)																				
<p>料金表 第2表 工事に関する費用 第1 工事費 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="160 394 474 430">区 分</th> <th data-bbox="474 394 1255 430">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="160 430 474 703">交換機設定に係る工事</td> <td data-bbox="474 430 1255 703"> <p>ア 1の電気通信番号に係る交換機の設定工事ごとに適用します。ただし、1の申込において、付加機能に係る設定など複数の交換機の設定が発生する場合は、当社はこれを1の工事として適用します。</p> <p>イ 光電話サービス契約に係る申込と、光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合（1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り）、当社は交換機設定に係る工事費を適用しません。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="160 703 474 1010">端末設備設置、設定に係る工事</td> <td data-bbox="474 703 1255 1010"> <p>ア 1の光電話アダプタに係る端末設備の設置、設定工事ごとに適用します。</p> <p>イ 光電話サービス契約に係る申込と光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合（1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り）、当社は端末設備設置、設定に係る工事費を適用しません。</p> <p>ウ 光ネットサービス契約者が自ら光電話アダプタを設置することを当社に申し出、かつ現に設置した場合は、当社は端末設備設置、設定に係る工事費を適用しません。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="160 1010 474 1251">番号移転に係る工事</td> <td data-bbox="474 1010 1255 1251"> <p>光電話サービス契約者から光電話サービス契約者が申込時に保有している電気通信番号（当社が別に定める協定事業者が総務省から割り当てを受けた電気通信番号に限り）を光電話サービスにおいて使用することの請求があった場合、当社は番号移転に係る工事を実施します。この場合、1の電気通信番号に係る番号移転工事ごとに適用します。ただし、契約者回線等の移転に係る場合は本工事費を適用しません。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="160 1251 474 1421">番号変更に係る工事</td> <td data-bbox="474 1251 1255 1421"> <p>光電話サービス契約者からの請求があった場合、当社は電気通信番号の番号変更（変更後の電気通信番号は、当社が総務省から割り当てを受けた電気通信番号に限り）に係る工事を実施します。この場合は、1の電気通信番号に係る番号変更工事ごとに適用します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	交換機設定に係る工事	<p>ア 1の電気通信番号に係る交換機の設定工事ごとに適用します。ただし、1の申込において、付加機能に係る設定など複数の交換機の設定が発生する場合は、当社はこれを1の工事として適用します。</p> <p>イ 光電話サービス契約に係る申込と、光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合（1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り）、当社は交換機設定に係る工事費を適用しません。</p>	端末設備設置、設定に係る工事	<p>ア 1の光電話アダプタに係る端末設備の設置、設定工事ごとに適用します。</p> <p>イ 光電話サービス契約に係る申込と光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合（1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り）、当社は端末設備設置、設定に係る工事費を適用しません。</p> <p>ウ 光ネットサービス契約者が自ら光電話アダプタを設置することを当社に申し出、かつ現に設置した場合は、当社は端末設備設置、設定に係る工事費を適用しません。</p>	番号移転に係る工事	<p>光電話サービス契約者から光電話サービス契約者が申込時に保有している電気通信番号（当社が別に定める協定事業者が総務省から割り当てを受けた電気通信番号に限り）を光電話サービスにおいて使用することの請求があった場合、当社は番号移転に係る工事を実施します。この場合、1の電気通信番号に係る番号移転工事ごとに適用します。ただし、契約者回線等の移転に係る場合は本工事費を適用しません。</p>	番号変更に係る工事	<p>光電話サービス契約者からの請求があった場合、当社は電気通信番号の番号変更（変更後の電気通信番号は、当社が総務省から割り当てを受けた電気通信番号に限り）に係る工事を実施します。この場合は、1の電気通信番号に係る番号変更工事ごとに適用します。</p>	<p>料金表 第2表 工事に関する費用 第1 工事費 1 適用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1403 394 1736 430">区 分</th> <th data-bbox="1736 394 2534 430">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1403 430 1736 533">交換機設定に係る工事</td> <td data-bbox="1736 430 2534 533"> <p>ア 1の電気通信番号に係る交換機の設定工事ごとに適用します。ただし、1の申込において、付加機能に係る設定など複数の交換機の設定が発生する場合は、当社はこれを1の工事として適用します。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1403 533 1736 703">端末設備設置、設定に係る工事</td> <td data-bbox="1736 533 2534 703"> <p>ア 1の光電話アダプタに係る端末設備の設置、設定工事ごとに適用します。</p> <p>イ 光ネットサービス契約者が自ら光電話アダプタを設置することを当社に申し出、かつ現に設置した場合は、当社は端末設備設置、設定に係る工事費を適用しません。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1403 703 1736 945">番号移転に係る工事</td> <td data-bbox="1736 703 2534 945"> <p>光電話サービス契約者から光電話サービス契約者が申込時に保有している電気通信番号（当社が別に定める協定事業者が総務省から割り当てを受けた電気通信番号に限り）を光電話サービスにおいて使用することの請求があった場合、当社は番号移転に係る工事を実施します。この場合、1の電気通信番号に係る番号移転工事ごとに適用します。ただし、契約者回線等の移転に係る場合は本工事費を適用しません。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1403 945 1736 1081">番号変更に係る工事</td> <td data-bbox="1736 945 2534 1081"> <p>光電話サービス契約者からの請求があった場合、当社は電気通信番号の番号変更（変更後の電気通信番号は、当社が総務省から割り当てを受けた電気通信番号に限り）に係る工事を実施します。この場合は、1の電気通信番号に係る番号変更工事ごとに適用します。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	交換機設定に係る工事	<p>ア 1の電気通信番号に係る交換機の設定工事ごとに適用します。ただし、1の申込において、付加機能に係る設定など複数の交換機の設定が発生する場合は、当社はこれを1の工事として適用します。</p>	端末設備設置、設定に係る工事	<p>ア 1の光電話アダプタに係る端末設備の設置、設定工事ごとに適用します。</p> <p>イ 光ネットサービス契約者が自ら光電話アダプタを設置することを当社に申し出、かつ現に設置した場合は、当社は端末設備設置、設定に係る工事費を適用しません。</p>	番号移転に係る工事	<p>光電話サービス契約者から光電話サービス契約者が申込時に保有している電気通信番号（当社が別に定める協定事業者が総務省から割り当てを受けた電気通信番号に限り）を光電話サービスにおいて使用することの請求があった場合、当社は番号移転に係る工事を実施します。この場合、1の電気通信番号に係る番号移転工事ごとに適用します。ただし、契約者回線等の移転に係る場合は本工事費を適用しません。</p>	番号変更に係る工事	<p>光電話サービス契約者からの請求があった場合、当社は電気通信番号の番号変更（変更後の電気通信番号は、当社が総務省から割り当てを受けた電気通信番号に限り）に係る工事を実施します。この場合は、1の電気通信番号に係る番号変更工事ごとに適用します。</p>	
区 分	内 容																					
交換機設定に係る工事	<p>ア 1の電気通信番号に係る交換機の設定工事ごとに適用します。ただし、1の申込において、付加機能に係る設定など複数の交換機の設定が発生する場合は、当社はこれを1の工事として適用します。</p> <p>イ 光電話サービス契約に係る申込と、光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合（1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り）、当社は交換機設定に係る工事費を適用しません。</p>																					
端末設備設置、設定に係る工事	<p>ア 1の光電話アダプタに係る端末設備の設置、設定工事ごとに適用します。</p> <p>イ 光電話サービス契約に係る申込と光ネットサービス契約に係る申込を同時に申込した場合（1の契約者回線等において光電話サービスと光ネットサービスの提供を受ける場合に限り）、当社は端末設備設置、設定に係る工事費を適用しません。</p> <p>ウ 光ネットサービス契約者が自ら光電話アダプタを設置することを当社に申し出、かつ現に設置した場合は、当社は端末設備設置、設定に係る工事費を適用しません。</p>																					
番号移転に係る工事	<p>光電話サービス契約者から光電話サービス契約者が申込時に保有している電気通信番号（当社が別に定める協定事業者が総務省から割り当てを受けた電気通信番号に限り）を光電話サービスにおいて使用することの請求があった場合、当社は番号移転に係る工事を実施します。この場合、1の電気通信番号に係る番号移転工事ごとに適用します。ただし、契約者回線等の移転に係る場合は本工事費を適用しません。</p>																					
番号変更に係る工事	<p>光電話サービス契約者からの請求があった場合、当社は電気通信番号の番号変更（変更後の電気通信番号は、当社が総務省から割り当てを受けた電気通信番号に限り）に係る工事を実施します。この場合は、1の電気通信番号に係る番号変更工事ごとに適用します。</p>																					
区 分	内 容																					
交換機設定に係る工事	<p>ア 1の電気通信番号に係る交換機の設定工事ごとに適用します。ただし、1の申込において、付加機能に係る設定など複数の交換機の設定が発生する場合は、当社はこれを1の工事として適用します。</p>																					
端末設備設置、設定に係る工事	<p>ア 1の光電話アダプタに係る端末設備の設置、設定工事ごとに適用します。</p> <p>イ 光ネットサービス契約者が自ら光電話アダプタを設置することを当社に申し出、かつ現に設置した場合は、当社は端末設備設置、設定に係る工事費を適用しません。</p>																					
番号移転に係る工事	<p>光電話サービス契約者から光電話サービス契約者が申込時に保有している電気通信番号（当社が別に定める協定事業者が総務省から割り当てを受けた電気通信番号に限り）を光電話サービスにおいて使用することの請求があった場合、当社は番号移転に係る工事を実施します。この場合、1の電気通信番号に係る番号移転工事ごとに適用します。ただし、契約者回線等の移転に係る場合は本工事費を適用しません。</p>																					
番号変更に係る工事	<p>光電話サービス契約者からの請求があった場合、当社は電気通信番号の番号変更（変更後の電気通信番号は、当社が総務省から割り当てを受けた電気通信番号に限り）に係る工事を実施します。この場合は、1の電気通信番号に係る番号変更工事ごとに適用します。</p>																					

光電話サービス（集合住宅一括契約）契約約款 新旧対照表

旧	新	備考（変更理由）
<p>附 則</p>	<p>附 則 <u>（実施期日）</u> 1 この改正約款は、2023年7月1日から実施します。 <u>（経過措置）</u> 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。 <u>（特例措置）</u> 3 2023年7月1日から2023年9月30日までの間に光電話サービス契約の申込を行い、かつ光電話サービスの提供を開始した光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。 （1）コース1に係る新規契約に伴う契約事務手数料、交換機設定に係る工事費、端末設備設置・設定に係る工事費、番号移転に係る工事費については0円とします。</p>	